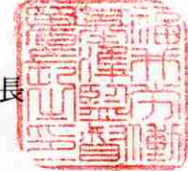


福井基署発 0324 第4号  
令和4年3月24日

公益社団法人  
福井県労働基準協会 福井支部長 殿

福井労働基準監督署長



### 爆発火災対策に係る要請について

日頃より、労働基準行政の運営に格別なる御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、福井労働基準監督署管内における、粉じんや危険物（※1裏面）に起因する爆発火災については、平成30年以降、例年2件発生しておりますが、令和4年においては、既に1件発生しております。これらの爆発や火災については、静電気や火気等が着火元となり、粉じんや可燃性の蒸気や液体等に着火することで、爆発や火災に至っております。爆発や火災は、事業場への大きな損害をもたらすだけでなく、周囲の作業員も巻き込まれて被災する事例や、被災の重篤度も大きくなる傾向があります。過去には、死亡災害となった事例も発生しております。

労働安全衛生規則第96条では、爆発や火災については、労働基準監督署への提出するよう規定されておりますが、福井労働基準監督署に提出された爆発火災のうち、特に、近年多発している要因を別添「爆発火災対策に係る点検項目について」にまとめました。

つきましては、すべての作業において当該項目が満足しているか点検を実施いただきますよう、貴会員への周知について要請いたします。

福井労働基準監督署  
安全衛生課 尾崎・加藤  
〒910-8542  
福井市開発 1-121-5  
TEL 0776-54-6827

※1

一 爆発性の物

- 1 ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズその他の爆発性の硝酸エステル類
- 2 トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物
- 3 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物
- 4 アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物

二 発火性の物

- 1 金属「リチウム」
- 2 金属「カリウム」
- 3 金属「ナトリウム」
- 4 黄りん
- 5 硫化りん
- 6 赤りん
- 7 セルロイド類
- 8 炭化カルシウム(別名カーバイド)
- 9 りん化石灰
- 10 マグネシウム粉
- 11 アルミニウム粉
- 12 マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
- 13 亜二チオン酸ナトリウム(別名ヒドロサルファイト)

三 酸化性の物

- 1 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類
- 2 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類
- 3 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物
- 4 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
- 5 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類
- 6 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類

四 引火性の物

- 1 エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が $-30^{\circ}\text{C}$ 未満の物
- 2 ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が $-30^{\circ}\text{C}$ 以上零度未満の物
- 3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマル・ペンチル(別名酢酸ノルマル・アミル)その他の引火点が $0^{\circ}\text{C}$ 以上 $30^{\circ}\text{C}$ 未満の物
- 4 灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)、酢酸その他の引火点が $30^{\circ}\text{C}$ 以上 $65^{\circ}\text{C}$ 未満の物
- 5 可燃性のガス(水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度 $15^{\circ}\text{C}$ 、一気圧において気体である可燃性の物をいう。)

福井基署発 0324 第4号

令和4年3月24日

テクノポート福井企業協議会 会長 殿

福井労働基準監督署長



爆発火災対策に係る要請について

日頃より、労働基準行政の運営に格別なる御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、福井労働基準監督署管内における、粉じんや危険物（※1裏面）に起因する爆発火災については、平成30年以降、例年2件発生しておりますが、令和4年においては、既に1件発生しております。これらの爆発や火災については、静電気や火気等が着火元となり、粉じんや可燃性の蒸気や液体等に着火することで、爆発や火災に至っております。爆発や火災は、事業場への大きな損害をもたらすだけでなく、周囲の作業員も巻き込まれて被災する事例や、被災の重篤度も大きくなる傾向があります。過去には、死亡災害となった事例も発生しております。

労働安全衛生規則第96条では、爆発や火災については、労働基準監督署への提出するよう規定されておりますが、福井労働基準監督署に提出された爆発火災のうち、特に、近年多発している要因を別添「爆発火災対策に係る点検項目について」にまとめました。

つきましては、すべての作業において当該項目が満足しているか点検を実施いただきますよう、貴会員への周知について要請いたします。

福井労働基準監督署

安全衛生課 尾崎・加藤

〒910-8542

福井市開発 1-121-5

TEL 0776-54-6827

※1

一 爆発性の物

- 1 ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズその他の爆発性の硝酸エステル類
- 2 トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物
- 3 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物
- 4 アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物

二 発火性の物

- 1 金属「リチウム」
- 2 金属「カリウム」
- 3 金属「ナトリウム」
- 4 黄りん
- 5 硫化りん
- 6 赤りん
- 7 セルロイド類
- 8 炭化カルシウム(別名カーバイド)
- 9 りん化石灰
- 10 マグネシウム粉
- 11 アルミニウム粉
- 12 マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
- 13 亜二チオン酸ナトリウム(別名ヒドロサルファイト)

三 酸化性の物

- 1 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類
- 2 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類
- 3 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物
- 4 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
- 5 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類
- 6 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類

四 引火性の物

- 1 エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が $-30^{\circ}\text{C}$ 未満の物
- 2 ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が $-30^{\circ}\text{C}$ 以上零度未満の物
- 3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマル・ペンチル(別名酢酸ノルマル・アミル)その他の引火点が $0^{\circ}\text{C}$ 以上 $30^{\circ}\text{C}$ 未満の物
- 4 灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)、酢酸その他の引火点が $30^{\circ}\text{C}$ 以上 $65^{\circ}\text{C}$ 未満の物
- 5 可燃性のガス(水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度 $15^{\circ}\text{C}$ 、一気圧において気体である可燃性の物をいう。)